自動車道事業供用約款
東京高速道路株式会社

（約款の効力）

第１条　当社の経営する自動車道事業に関する供用約款は、特約のある場合を除きこの約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によるものとする。

（供用区間）

第２条　当社において経営する自動車道事業の供用区間はつぎのとおりとする。

起点　東京都中央区銀座一丁目２０２番地先（新京橋）

終点　東京都中央区銀座一丁目１１番地先（東銀座出口）

延長　121.427 m

（使用料金）

第３条　当社は本自動車道の使用料金を無料とする。

（供用の拒絶）

第４条　当社は次の各号のいずれかに該当する場合は自動車道の供用を拒絶し、その使用者を自動車道から退去させることができる。

(1) 自動車の使用が、法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合。

(2) 自動車の使用が、公の秩序又は善良の風俗に反する場合、もしくは他の自動車の通行に著しく支障を及ぼす恐れがある場合。

(3) 国又は地方公共団体、もしくはこれに準ずる団体の主催する特別な各種催し物の場として使用するため、一時閉鎖する場合。

(4) 天災、その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。

（係員の指示）

第５条　使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のために行う職務上の指示に従わなければならない。

（責任の始期及び終期）

第６条　自動車道の使用者に対する当社の責任は、使用者が自動車道に進入した時に始まり自動車道から退去した時に終わる。

（当社の責任）

第７条　当社が善良な管理者の注意を怠ったため、前条の期間内において自動車道の使用者に損害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いてこれを賠償する。

(1) 使用者の故意又は過失。

(2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突。

(3) 盗難その他第三者による損害。

(4) 天災地変その他の不可抗力。

（使用者の責任）

第８条　使用者は、自動車道および付属する設備を故意又は過失により毀損した場合、これを原状に復し、これに関わる損害を賠償しなければならない。

（所在不明の相手方に対する通知）

第９条　当社の経営する自動車道事業に関し、通知又は催告しようとする場合において、相手方の所在を知ることができないとき又はそれを知ることが著しく困難なときは、通知又は催告すべき事項を公衆の見易いように掲示してこれに代える。

２．前項の掲示を開始した日から２週間を経過したときは、その通知又は催告は相手方に到達したものとみなす。

以上

自動車道事業上の保安上の供用制限
　東京高速道路株式会社

１．自動車の長さ、幅及び高さ

長さ	１２．０　ｍ	以下
幅	２．５　ｍ	以下
高さ	３．５　ｍ	以下

２．自動車の重量（車両の総重量）

２０ｔ　以下

３．自動車の最高速度

毎時　　４０　km　東京都公安委員会の規制による。

４．通行を禁止する車両

(1)　カタピラを有する自動車、その他自動車道を損傷する恐れのある構造及び装置を有する自動車。

(2)　東京都公安委員会の規制する下記の車両。

①　大型自動車(路線バスを除く)
②　大型特殊自動車
③　特定中型自動車(路線バスを除く)
④　軽車両
⑤　小型自動二輪車
⑥　ミニカー
⑦　二人乗りの自動二輪車(側車付きのものを除く)
⑧　小型特殊自動車

以　上